

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年一月十三日
第一千二百九十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第一號

家畜商取締規則施行細則左ノ通定ム

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

家畜商取締規則施行細則

第一條 家畜商取締規則（以下單ニ規則ト稱ス）第二條ニ依ル家畜商ノ免許ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依ル願書ニ規則

第四條ノ（第五號ヲ除ク）各號ニ抵觸セサル旨ノ住所地市町村長ノ證明書及履歷書ヲ添付シ知事ニ申請スベシ

法人ニシテ規則第二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケントスルトキハ第一號様式ニ依ル申請書ニ定款及事業成績書ヲ添付スベシ

第二條 規則第三條ニ依ル免許試験ハ別ニ定ムル家畜商免許試験規程ニ依リ施行ス

前項ニ依ル試験ノ期日及場所ハ之ヲ告示ス

第三條 左ノ場合ニ於テハ其ノ都度之ヲ告示ス

一 免許鑑札ヲ交付シタルトキ

二 規則第十三條ニ依リ免許ノ効力ヲ失ヒタルトキ

三 規則第十四條ニ依リ免許ヲ取消サレタルトキ

四 規則第十五條ニ依リ免許證ヲ返納シタルトキ

第四條 免許鑑札ニハ有効期限ヲ附シ交付スルコトアルベシ

第五條 家畜商ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 免許鑑札ヲ他人ニ譲渡シ又ハ貸與シ若ハ自己ノ名義ヲ以

00824

- テ他人ニ其ノ業務ヲ代理セシムルコト
- 二 依頼ヲ受ケズシテ濫ニ他人ノ家畜ノ賣買交換、周旋ニ關與スルコト
- 三 家畜ノ賣買、交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スニ當リ正當ノ理由ナクシテ血統證、登録證明證、健康證、馬籍謄本、去勢猶豫證、種馬指定證明書、種付證等ノ受渡ヲ拒ミ又ハ偽リテ之ヲ引渡スコト
- 四 畜産團體ノ行フ家畜取引ノ斡旋ヲ阻害スル行爲ヲ爲スコト
- 五 其ノ他業務上不正ノ行爲ヲ爲スコト
- 第六條 免許鑑札ヲ毀損シ若ハ亡失シ又ハ記載事項ニ移動ヲ生ジタルトキハ第二號様式ニ依リ三日以内ニ書換又ハ再交付ヲ願出ツベシ
- 廢業シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ第三號様式ニ依リ七日以内ニ免許鑑札ヲ返納スベシ 死亡又ハ失踪ノ場合ハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ二十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ
- 第七條 家畜商ハ規則第二條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ヲ雇傭シタルトキハ其ノ雇傭ノ日ヨリ十日以内住所氏名、免許證ノ種類及番號ヲ知事ニ届出ツベシ之ヲ解雇シタルトキ亦同ジ
- 第八條 家畜商ハ規則第十一條ニ依ル帳簿ヲ第四號様式ニ依リ作

- 製シ賣買交換又ハ周旋ヲナシタルトキハ其ノ都度記入スベシ前項ノ帳簿ハ使用済ト雖滿三ヶ年間ハ之ヲ保存スベシ
- 知事必要アリト認ムルトキハ免許鑑札又ハ第一項ノ帳簿ヲ検査スルコトアルベシ
- 家畜商前項ノ検査ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第九條 規則第十二條ニ依ル報告書ハ第五號様式ニ依ルベシ
- 第十條 家畜商ハ郡市ノ區域ニ據リ家畜商組合ヲ設立スルコトヲ得
- 但シ特別ノ事情アルトキハ郡市ノ區域ニ據ラザルコトヲ得
- 第十一條 家畜商組合ノ區域内ニ住所地ヲ有スル家畜商ハ其ノ組合ニ加入スベシ
- 第十二條 家畜商組合ヲ設立セントスルトキハ其ノ區域内ニ住所地ヲ有スル家畜商三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ左ノ事項ヲ記載シタル規約ヲ議決シ其ノ規約及議事録ノ謄本組合員名簿ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 一 組合ノ名稱
- 二 目的
- 三 區域
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ノ加入脱退ニ關スル規程

00825

本組合員ノ權利義務ニ關スル規程

- 七 役員ノ定數、資格、權限ニ關スル規程
- 八 家畜ノ賣買又ハ交換ノ周旋料ニ關スル規程
- 九 違約者處分ニ關スル規程
- 一〇 其ノ他必要ナル事項
- 第十三條 家畜商組合規約ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ議決シ變更理由及議事録ノ謄本ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第十四條 家畜商組合役員ノ選任及解任ハ總會ニ於テ議決シ選任シタルトキハ履歷書、解任シタルトキハ其ノ理由書ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第十五條 家畜商組合總會ヲ開催シタルトキハ其ノ狀況ヲ速ニ知事ニ報告スベシ
- 第十六條 家畜商組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲メ家畜商組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得
- 第十七條 家畜商組合聯合會ヲ設置セントスルトキハ規約及議事録ノ謄本ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第十八條 家畜商組合並同聯合會ハ營利ノ目的ヲ以テ事業ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十九條 知事ハ家畜商組合並同聯合會ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ

法令又ハ規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ議決ヲ取消シ若ハ變更ヲ命ジ又ハ役員ヲ解任スルコトアルベシ

- 第二十條 知事ハ家畜商組合並同聯合會ニ對シ必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ
 - 第二十一條 本則ニ依リ知事ニ提出スキベ書類ハ總テ住所地ノ市町村役場及所屬畜産組合ヲ經由スベシ
 - 第二十二條 第五條、第七條、第八條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 昭和九年四月鳥取縣令第十五號牛馬商取締規則施行細則及昭和十三年二月鳥取縣令第一號羊豚家兔商取締規則ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第一號様式
- | | | | | | |
|--------|-------|-----|-----|------|-----|
| 家畜商免許願 | 一 本籍地 | 府 縣 | 郡 市 | 町 大字 | 番 地 |
| | 二 現住所 | 府 縣 | 郡 市 | 町 大字 | 番 地 |

00826

氏名 (生年月日)
 三 免許ヲ受ケントスル家畜ノ種類 牛(馬、豚、緬羊、山羊)
 四 主タル就業地
 五 買賣交換手数料 金 圓
 六 規則第二條第一項又ハ同條第二項ノ免許ヲ受ケタル者
 一 免許年月日
 二 免許番號
 三 取扱家畜
 四 免許ヲ受ケタル道府縣名
 今般家畜商營業致度候ニ付御免許相成度關係書類相添(此段及願出候)

年 月 日
 鳥取縣知事 宛 右氏 名 圖
 第二號様式
 家畜商免許鑑札再渡(書換)願
 一本籍地 縣 府 郡 市 町 大字 番地

二 現住所(寄留地) 縣 府 郡 市 町 大字 番地 氏名
 三 取扱家畜
 四 免許證番號 第 號
 右何月何日何々ニ依リ免許鑑札毀損(亡失又ハ何々)致候ニ付
 免許證再渡(書換)下付相成度此段及願出候也
 年 月 日
 鳥取縣知事 宛 右氏 名 圖

第三號様式
 家畜商免許鑑札返納届
 一本籍地 縣 府 郡 市 町 大字 番地
 二 現住所(寄留地) 縣 府 郡 市 町 大字 番地 氏名
 右何年何月何日廢業(死亡又ハ何々)致候ニ付免許鑑札相添(此

00827

段及候也
 年 月 日
 鳥取縣知事 宛 右(相續人)氏 名 圖
 第四號様式
 家畜商營業臺帳

番號	買人價額	買入先	家畜ノ別	賣渡價額	賣渡先	種類	交換差金	交換先	性	周旋手數料	周旋先	生年月日 又ハ年齡	買入年月日	賣渡年月日	交換年月日	特徴	產地

第五號様式
 家畜商取引狀況報告 (昭和 年分)
 家畜ノ種別 牛(馬、豚、緬羊、山羊)

區分	買入			賣却			交換			計	備考
	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡		
性頭數											
金額											
一頭當ノ價額											
二頭當ノ手數料											
最高最底平均最高最底平均											

右家畜商取締規則第十二條ニ依リ此段及報告候也
 年 月 日

00823

鳥取縣知事 宛
縣府 郡市 町大字 番地
氏 名 圃

鳥取縣令第二號

大正四年七月鳥取縣令第二十八號鳥取縣師範學校學則中左ノ通改正ス
昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

注意 備考欄ニハ最高販賣價額ニ依ル資格區分別頭數ヲ記入スルコト

第一條中「小學校教員講習科」トアルヲ「國民學校教員講習科」ト改ム

本科第二部入學志願者ニ對シテハ中學校卒業程度ニ於テ學力試驗ヲ行フ、
ソノ學科目ハ左ノ各號ニ依ル

第八條 第一號乃至第三號表課程中「小學校」ヲ「國民學校」ニ「算術」ヲ「算數」ニ「唱歌」ヲ「音樂」ニ「手工」ヲ「工作」ニ「小學國史教師用書」ヲ「國民學校ニ於ケル國史教師用書」ニ改ム

一 中學校卒業者及國民學校初等科終了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上國民學校高等科終了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校卒業者、專門學校入學者檢定期程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者並一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ在リテハ國語、漢文及數學

第十九條 入學志願者ニ就テハ出身學校長ノ報告ニ基キ身體及人物ノ檢定ヲ行フ

第二十條 本科第一部入學志願者ニシテ國民學校高等科ヲ終了セザル者ニ對シテハ國民學校高等科終了ノ程度ニ於テ國語、國史、地理、算數及理科ニ就キ學力檢定試驗ヲ行フ

二 國民學校初等科訓導ノ免許狀ヲ有スル者ニ在リテハ國語、漢文、歷史、地理、數學、博物物理及化學

00829

前二號該當者以外ノ者ニ在リテハ中學校ノ全學科目補缺入學志願者ニ對スル學力試驗ハ當該學年生徒既修ノ各學科目ニ就キ其ノ程度ニ於テ之ヲ行フ

第二十條ノ二中「小學校本科正教員免許狀」トアルヲ「國民學校訓導免許狀」ト改ム

第三十七條 講習科ハ之ヲ分チテ左ノ四種トシ必要ニ應ジテ之ヲ開設ス

第一種講習科 國民學校訓導免許狀ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第二種講習科 國民學校初等科訓導ヲラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第三種講習科 國民學校專科訓導ヲラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第四種講習科 國民學校初等科准訓導ヲラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第三十九條第三號ノ次ニ「第四種講習科一箇年」ヲ加フ

第四十三條第七號及第八號書式中「小學校正教員講習科」トア

ルヲ「國民學校訓導講習科」ニ「尋常小學校本科(小學校裁縫科)正教員」トアルヲ「國民學校初等科訓導、國民學校、科(專科)訓導、國民學校初等科准訓導」ニ改ム
第四十四條 第二種乃至第四種講習科ヲ修シタル者ハ其ノ修了證書受得ノ月ヨリ一箇年間本縣內國民學校職員タルノ義務アルモノトス
「第四章附屬小學校」トアルヲ「第四章附屬國民學校」ニ改ム
第四十六條 削除
第四十七條 削除

第五十三條中「尋常小學校又ハ高等小學校ノ教科」トアルヲ「國民學校初等科又ハ國民學校高等科ノ課程」ニ改メ第九號書式ヲ別表ノ通改ム

第五十七條 代用附屬國民學校ニ關シテハ本縣國民學校ノ例ニ據ル

附 則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九號書式

修 了 證 書
誰 誰 何 男(女)

00830

氏名
生年月日
右ハ本校附屬國民學校ニ於テ初等科(高等科)ノ課程ヲ修了
セシコトヲ證ス

告示

年

校 月 日

日

鳥取縣師範學校長位勳爵氏名 印

鳥取縣告示第四號

昭和九年四月鳥取縣告示第二百五號牛馬商免許試驗規程左ノ通り改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

「牛馬商免許試驗規程」トアルヲ「家畜商免許試驗規程」ニ改ム

第一條中「牛馬商」トアルヲ「家畜商」ニ改ム

第九條ヲ左ノ通り改ム

試驗ハ左ニ掲グル科目ニ付之ヲ行フ

一 畜産ノ大意

下 家畜衛生、家畜傳染病及消毒方法ノ大意

00831

鳥取縣告示第五號

昭和十六年六月鳥取縣告示第五百二十九號臨時米穀管理施設補助金交付規程左ノ通改正ス

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條第一項第一號中「米穀」ノ次ニ「等」ヲ加ヘ「(麥類ヲ含ム)」ヲ削リ第二號中「米穀」ノ次ニ「等」ヲ加ヘ「第三號」及「第

四號」ヲ削リ第六號中「管理米穀防除」ノ次ニ「等」ヲ加フ

第二條第三項中「郡農會」ノ次ニ「トス」ヲ加ヘ「同第三號前段ノ申請者以下」ヲ削ル

第三條ヲ削ル

第七條中「翌年」ノ次ニ「度」ヲ加フ

第八條ヲ削ル

第九條第一條第一項第五號ノ補助金ハ管理米證印押捺ノ日ヨリ政府米トナリタル期ノ前期迄ノ期數ニ應ジ玄米一石ニ付每期入錢五

厘以内トス

前項ノ期ノ計算ハ二月二期トシ前期ハ其ノ月一日ヨリ十五日迄後期ハ其ノ月十六日ヨリ月末迄トス

附 則

本規程ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第六號

八頭郡西鄉村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣告示第七號

岩美郡小田村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣告示第八號

東伯郡旭村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣告示第九號

昭和十七年一月七日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

免許證番號

住 所

- 一、三八三 東伯郡泊村大字泊五百三十二番地
- 一、三八四 同 郡淺津村大字南谷六百二十三番地ノ二地

森 氏 名 米 之

00833

一、三八五 同 郡泊村大字石脇八百八十二番地ノ一地

一、三八六 同 郡上北條村大字古川澤百八十七番地

一、三八七 同 郡旭村大字今泉百九十五番地

一、三八八 同 郡旭村大字鎌田四百七十二番地

一、三八九 岩美郡津ノ井村大字生山四十一番地

一、三九〇 日野郡山上村大字福萬來八百四十三番地

一、三九一 同 郡阿毘羅村大字阿毘羅二千五百十八番地ノ一

一、三九二 同 郡多里村大字多里二百五十九番地

一、三九三 同 郡多里村大字萩原三百十五番地

一、三九四 同 郡石見村大字下石見八百三十八番地

一、三九五 同 郡福榮村大字豊榮千四番地

一、三九六 同 郡石見村大字花口千三十四番地

一、三九七 同 郡阿毘羅村大字下阿毘羅二千二百二番地ノ一

一、三九八 同 郡山上村大字福壽八百十七番地

一、三九九 同 郡福榮村大字神福千九百九番地

一、四〇〇 同 郡大宮村大字印賀五十一番地

一、四〇一 西伯郡名和村大字名和千四百十五番地

一、四〇二 同 郡高麗村大字安原五十二番地

一、四〇三 同 郡宇田川村大字中西尾二百四十三番地

一、四〇四 東伯郡上北條村大字小田百三十五番地

松本政子 山本年太郎 山田利雄 加藤秀男 井島光太郎 長谷部熊次郎 坪倉富藏 法橋芳廣 田邊幸壽 相見正雄 高平高四郎 遠藤又壽 村上福一郎 坪倉鷹之 長谷川延壽 板倉米三郎 田草虎藏 谷上寬一 森田美佐男 松田義藏

00832

00534

◆鳥取縣告示第十號

勳力勸擢業免許者左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

免許證番號

住 所

氏 名

五九二 西伯郡手間村大字三崎二百九十一番地
七〇三 西伯郡天津村大字福成一千八十二番地

柴田好雄
前田光久

◆鳥取縣告示第十一號

物資統制令第二十條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル證票左ノ通交付セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

證票番號

官職名

氏 名

第一號 地方事務官
第二號 同
第三號 地方商工主事
第四號 地方農林技師
第五號 同

寺園勝志
窪田國藏
西垣史郎
柏木小五郎
中島榮

00835

◆鳥取縣告示第十二號

左記ノ者ニ對シ今回試驗檢定ノ上昭和十六年十二月二十三日付頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

種 別	氏 名	鳥取縣屬	野口憲春	河合大三郎	田中信治	佐々木長衛	林原正二	今市庄太郎	梅林壽次	佐藤長男	秋本重治
國民學校訓導免許狀	西村節同	鳥取縣屬	野口憲春	河合大三郎	田中信治	佐々木長衛	林原正二	今市庄太郎	梅林壽次	佐藤長男	秋本重治
國民學校初等科訓導免許狀	岡本嘉惠同	鳥取縣屬	野口憲春	河合大三郎	田中信治	佐々木長衛	林原正二	今市庄太郎	梅林壽次	佐藤長男	秋本重治
同	林原八代重同	鳥取縣屬	野口憲春	河合大三郎	田中信治	佐々木長衛	林原正二	今市庄太郎	梅林壽次	佐藤長男	秋本重治
同	國頭晶子同	鳥取縣屬	野口憲春	河合大三郎	田中信治	佐々木長衛	林原正二	今市庄太郎	梅林壽次	佐藤長男	秋本重治

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

- 一 組合ノ名稱 神戸村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 氣高郡神戸村大字上砂見七番地ノ一
- 三 組合ノ地區 氣高郡神戸村

鳥取縣告示第十五號

昭和十六年十二月二十二日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加預算同年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歲入歲出更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲入	經常部	△印減高	第一項 國庫下渡金	一、九六三
第四款 地方分與稅	四三、八二三	第九款 雜收	第一項 警察費下渡金	一、九六三
第二款 配付稅	四三、八二三	第六項 物品賣拂代	六、六九二	一、一七二
第七款 使用料及手數料	二六、九三一	第八項 雜入	三、五二〇	七九、四〇九
第一項 使用料	二二、四五四	歲入經常部計	臨時部	一六二、八九八
第七項 手數料	四、四七七	第二款 國庫補助金	衛生費補助金	一、五〇〇
		第四項 衛生費補助金		

00839

00839

第三項 勸業費補助金	一六一、三九八	第一項 道路橋梁費	五、〇三六
第四項 勸業費寄附金	五、八五八	第七款 教育費	三四、〇一七
第七款 縣債	一一、六〇〇	第一項 師範學校及八頭高等女學校費	五、五〇四
第一項 縣債	一一、六〇〇	第二項 中學校費	一六、七一〇
歲入臨時部計	一八〇、三五六	第三項 高等女學校費	一〇、六三〇
歲入合計	二五九、七六五	第四項 農業學校費	一、二九六
經常部		第五項 商業學校費	二、八二七
第一款 神社費	八六〇	第六項 工業學校費	四、三八一
第一款 神職費	八六〇	第七項 米子商蠶學校費	一、五四〇
第三款 職員費	一八、八〇〇	第八項 盲聾啞學校費	一、三二三
第一項 俸給諸給	一七、四四七	第九項 大山訓練所費	三九六
第二項 廳費	一、三五三	第十項 男子師範學校大陸科費	一、三二八
第四款 警察費	一、五六六	第十一項 學事諸費	△ 五〇〇
第一項 俸給及諸給	一、〇八六	第九款 衛生及病院費	△ 四、五〇〇
第二項 廳費	四八〇	第二項 衛生諸費	四、五〇〇
第五款 警察廳舍修繕費	一、六四九	第十款 勸業費	八、八八八
第一項 修繕費	一、六四九	第二項 農事試驗場費	七五六
第六款 土木費	五、〇三六	第十一項 林產物檢査所費	二、二七七
		第十四項 產業獎勵費	五、八五五
		第十一款 社會事業費	三、一五〇

00840

第三項 社會事業費	三、一五〇	第一項 十六年度水害復舊耕地事業費本年度支出額	一〇五、七八六
歲出經常部計	七八、四六六	歲出臨時部計	一八一、二九九
第一項 臨時部	七〇〇圓	歲出合計	二五九、七六五
第一款 土木建築監督吏員費	七〇〇	昭和十六年度特別會計自作農創設維持獎勵資金 歲入歲出更正豫算	
第二款 教育費	二、三八六	第一項 國庫補助金	二、七八六
第六項 盲聾啞學校費	二、三八六	第一款 國庫補助金	二、七八六
第三款 勸業費	六〇〇	第二項 國庫補助金	二、七八六
第一項 勸業費	六〇〇	第一款 國庫補助金	六、五一六
第四款 振興會費	七、二一六	第一項 債	六、五一六
第一項 振興會費	七、二一六	第三款 縣	二二二、〇〇〇
第十款 勸業補助費	八三七	第一項 縣	二二二、〇〇〇
第一項 勸業補助費	八三七	歲入合計	二二一、三〇二
第三十四款 變費	三三、五六九	第一項 債	九、三〇二
第三項 教育費	六〇〇	第一款 債	九、三〇二
第四項 勸業費	三四、一六九	第二項 債	九、三〇二
第六十五款 十六年度水害復舊耕地事業費	三〇、二〇五	第一項 債	二二二、〇〇〇
第一項 十六年度水害復舊耕地事業費	三〇、二〇五	第一項 債	二二二、〇〇〇
第六十六款 本年度支出額	一〇五、七八六	第一項 債	二二二、〇〇〇

00841

鳥取縣告示第十六號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十七年一月十三日

區分	番號	返納年月日	鳥取縣知事	土肥米之
縣稅檢査章	二四	昭和十六年十二月十六日	所屬廳名	職名
縣稅滯納者	二四	同	鳥取財務出張所	縣書記
財產差押證票	二四	同	同	同
			同	同
			同	同

鳥取縣告示第十七號

米子市西倉吉町五十七番地

醫藥用阿片販賣人	合資會社	木下	藥店
代表者	藥劑師	木下貞次郎	
右會社ハ昭和十六年十二月十日解散セルニ付阿片法施行規則第十四條ニヨリ其ノ指定ヲ取消シ米子市西倉吉町五十七番地藥劑師			
木下貞次郎ヲ阿片法第五條ニ依リ醫藥用阿片販賣人トシテ指定ス			
昭和十七年一月十三日			

鳥取縣告示第十八號

產婆登錄名簿ノ取消並訂正者左ノ如シ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事	土肥米之
鳥取縣知事	土肥米之
鳥取縣知事	土肥米之

00844

工作兵、看護兵 主計兵	例特	十六年未滿上	自 昭和十五年十二月二日	出生者
水兵(水中湖の兵) 電信兵		十四年八月一日以上 十九年未滿	自 昭和十二年四月一日	出生者
飛行兵(乙種飛行) 豫科練習生		十四年八月一日以上	自 昭和十三年四月一日	出生者
軍樂兵		二十六年未滿上	自 大正十一年十二月二日	出生者

備考 年齢ハ昭和十七年十二月一日現在ノ計算トス

二 徵募検査期日及検査區

検査期日及集合時刻	検査場所	検査區
昭和十七年二月一日 午前八時	入頭郡賀茂村	入頭郡 賀茂村、國中村、國英村、船岡村、大伊村、大御門村、隼村、安部村、丹比村、入東村、若櫻町、池田村、上私都村、中私都村、下私都村
昭和十七年二月二日 午前八時	賀茂國民學校	入頭郡 河原町、八上村、西郷村、散岐村、大村、用瀬町、佐治村、社村、智頭町、山郷村
昭和十七年二月三日 午前八時	鳥取市東町 鳥取縣會議事堂	鳥取市 倉田村、米里村、津井村、面影村、字倍野村

00845

昭和十七年二月四日 午前八時	鳥取市東町 鳥取縣會議事堂	岩美郡 成器村、福部村、大岩村、浦富町、岩井町、大茅村、本庄村、小田村、網代村、田後村、東村、蒲生村
昭和十七年二月六日 午前八時	氣高郡正條村 正條國民學校	氣高郡 神戶村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、豊實村、千代水村
昭和十七年二月七日 午前八時	東伯郡倉吉町 成德國民學校	東伯郡 西郷村、日下村、長瀬村、橋津村、宇野村、泊村、倉人村、東郷村、淺津村
昭和十七年二月八日 午前八時	東伯郡倉吉町 成德國民學校	東伯郡 花見村、三朝村、三德村、小鹿村、倉吉町、旭村、竹田村、小鴨村
昭和十七年二月九日 午前八時	東伯郡倉吉町 成德國民學校	東伯郡 下小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村、下北條村、中北條村、上北條村
昭和十七年二月十日 午前八時	東伯郡八橋町 入橋國民學校	東伯郡 榮村、大誠村、由良町、浦安村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤碓町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村
昭和十七年二月十二日 午前八時	西伯郡御來屋町 御來屋國民學校	西伯郡 日吉津村、湊江町、宇山川村、高巖村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光德村、逢坂村
昭和十七年二月十三日 午前八時	西伯郡御來屋町 御來屋國民學校	西伯郡 米子市 大高村、大和村、巖村

昭和十七年二月十四日 午前八時	米子市 米子青年學校	西伯郡 境町、外江村、渡村、崎津村、中濱村、上道村、餘子村、彦名村、大篠津村、和田村
昭和十七年二月十五日 午前八時	西伯郡 富益村、夜見村、成實村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、尙徳村、五千石村、幡郷村、大幡村、縣村、春日村	西伯郡 根雨町、日野村、黑坂町、大宮村、山上村、日野上村、多里村、石見村
昭和十七年二月十六日 午前八時	日野郡 日野郡黑坂町 黑坂國民學校	日野郡 二部村、阿毘綠村、福榮村、神奈川村、江尾村、米澤村、溝口町、日光村、入郷村
昭和十七年二月十七日 午前八時		

三 志願者注意事項

- 1 志願者ハ參集時刻十五分前迄ニ検査場所ニ到着シ係官ノ指揮ヲ受クベシ
 - 2 志願者ハ検査前日必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニシ耳ノ検査ヲ完全ニ行ヒ得ル様耳垢ヲ除キ口中ヲ清潔ニシ且安眠スベシ
 - 3 志願者ハ青年學校手帖、鉛筆、辨當、風呂敷(身体検査ノ際衣服ヲ包ム爲)ヲ持參スベシ
 - 4 志願者ハ學術ノ豫習ヲ行ヒ又豫メ身体検査ヲ行ヒ懸垂不能又ハ肺活量不足ノモノハ懸垂ノ練習深呼吸ヲ實行シ不合格ヲ未
然ニ防止スベシ尙トラホーム皮膚病等ノ如キ一時的疾患ニ依リ不合格トナラザル様努力スベシ
- 四 其ノ他詳細ナル事項ハ市町村長ニ承合スベシ

様式

海軍志願兵志願書

本籍地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地
現居住地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地(何某方)
		戸主トノ續柄戸主何某何々	(振假名ヲ附ス)	
		氏		名
			年	月
			日	生
一、希望兵種	第一希望	何	兵	
	第二希望	何	兵	
	第三希望	何	兵	
一、修學程度(國民學校高等科卒業又ハ何中學校第何學年在學中若ハ修了)				
一、青年學校ノ課程(本科第何學年在學中若ハ本科卒業)				
一、現職業(農業又ハ何商店員)				
一、現居住地ニ移轉年月	昭和	年	月	(志願書提出前六月以内ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)
右海軍志願兵ヲ志願致度此段出頭候也	昭和	年	月	日
本人	氏		名	Ⓢ
現住地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地
		戸主	氏	名
				Ⓢ
		親權者又ハ後見人(本人未成年ナルトキ)		
鳥取縣知事	土肥米之殿			

彙

報

00848

大東亞戰下新春を迎へ 聖業完遂の重責を思ふ

(知事官房)

支那事變滿四年五ヶ月の昭和十六年十二月八日を以て、我が大日本帝國は、大東亞建設を阻害するその根本原因を芟除すべく、世界に富強を誇る米英を向ふに廻して決然として未曾有の大戦争に突進するに至つた。思へば蘆溝橋の變に端を發した支那事變より數へて昭和十七年は實に第六年である。我々はこゝにこの新春を迎へるに當つて、更に深甚なる感懐なきを得ない。

精銳類ひなき我が陸海空皇軍の偉勳は、萬邦無比なる御稜威の下、その對米英戰の第一着手に於て太平洋に於ける敵の據點を完膚なきまでに擊滅し、東亞侵略の根源を破砕し盡さんとしてゐること、天佑神助の忝なきに感銘すると共に酷熱瘴癘の地に萬里の波濤を越えて忍苦活躍する將士の奮闘に感謝の言葉もない次第である。

ある。

然し戦は正にこれからである。廣袤我が國に十幾倍し、豪富世界に冠たる亞米利加合衆國日不没を誇り所領全世界に亘りて、武功亦赫々たる歴史を有する大英帝國が、如何に終戦に於てこの惨敗を喫したといつても、しかく容易に積年の宿望大東亞制覇の目的を放擲しようとは思はれない。必ずや卷土重來或は再編の軍備に或は膨大なる經濟力によつて長期抗戦を策すること、蓋し想像に難くないのである。もとより西に獨伊樞軸による歐洲新秩序建設の大運動があつて、東西呼應して米英舊秩序の打破に協戮制肘の實を果すといへ、世界歴史の大轉換を實現すべきこの大業が、さう簡単に成就すべきものでないことはまことに當然といはねばならぬのである。

且つ又今次の大東亞戰爭の目的は、單に米英の東亞に於ける浸潤勢力を驅逐するのみに依つて達成せらるべきものではない。即ち從來これら米英等の制壓下に呻吟して、既に習ひ性となるまで委縮してゐる。大東亞十億の民衆を、我が神聖なる皇威の下に抱

00849

擁護して明朗多幸なる人類本然の生活に誘導すべき大聖業であるばかりでなく、延いては全世界の人類をまで公正なる清明の大精神によつて、協同和衷、世界永遠の平和を確立すべき目的を有するものであつて、かくてこそ我が肇國の國是たる八紘一宇の大理想は世界に顯現せられるに至るわけである。我が一億大和民族の使命はこの崇高なる大業達成にあることを思ふとき、今次大東亞戰爭の意義が如何に雄大であるかを感得すると共に、この大業に邁進する我が大日本帝國臣民の責務の如何に重大であるかを自覺せずには居られないのであつて、この歴史的大業完遂に當面し得たわれわれ、現代國民の如何に偉大なものであるかを痛感し、これに伴ふ艱苦がどれほど大であらうとも、敢然としてこれを完遂して行く忍苦の歡喜をも、一億國民等しく體得しなければならぬ次第である。

人或許は今回の戦を以て、我が國が益々發展する人口の進路と、不足勝なる物資の供給源を獲得しようとする爲のものと思量する者があるかも知れない。しかしこれだけでは從來米英が行つた侵略ととだけだけの差異があらうか、もとより膨脹し發展する我が大和民族が狹隘なる天地に踰踏すべきでなくて、世界人類平等にこの坤救の上に幸福なる生活を受すべきは人類當然の權利であり

決して白人のみの跳梁に委すべきでないことは明瞭の眞理であるしかし今次の戦争が嘗に我が大和民族の利益をのみ擴張しようとするものでない處に大東亞戰爭の眞生命がある。我が大和民族は決して米英等舊秩序墨守の國々の如く他の民族を犠牲として自己の幸福のみを建設しようとするものではない。我等は自ら人類當然の權利を要求すると共にまた他をも同様に幸福なる生活を營ましめんとするものである。こゝに大東亞共榮團建設を目的とする今次大東亞戰爭の尊さがある。我等は頑冥不靈なるまつろはぬものを打ちひしぐと共に、全人類の幸福を念願するものである。

我等はこの理想を近きより遠きに及ぼす爲にまづ盟邦滿洲國の創建を援け、次で支那四億の民衆と幸福を共にせんとして五ヶ年の支那事變を敢行したが、この支那事變の目的を遂行し、進んで大東亞の幸福を建設せんとする我が聖業に對して、常に自己の幸福のみの爲にこれを阻害することを敢てする東亞の癩米英を驅逐すべく此處に大東亞戰爭は開始されるに至つたのである。

舊臘八日煥發あらせられたる對米英宣戰の大詔は、この皇國の大精神を明かに宣示せられてゐる。我等はこの大詔を拜して上御一人の有り難き大御心に恐懼感激に堪えぬ次第であつて、我々は決死報國、唯々 宸襟を安んじ奉ると共に、この大東亞戰爭の

大業に邁進すべく生をこの聖代に享けたことを感謝し、國民擧つて醜の御楯たるの光榮を等しくするものである。

よしこの大業達成の爲に戦は如何に長期に亘らうとも、我等は必ず戦ひ戦つて戦ひ勝ちぬかねばならぬ。されば此の間には今後敵國の謀略宣傳による思想戦のデマも飛ばう。或は戦の経過もこの緒戦の如き華々しいものばかりではないかも知れぬ。我等の經濟生活もまだ一逼迫を加へるであらう。しかし我々は一億鐵石の團結を以て確固たる信念の下に各々職域に奉公の誠をつくし、國民の一人々々がこの大東亞建設の礎石たるの覺悟を以て戦ひ勝ち抜かねばならぬ。戦ひつゝ、建設しつゝ、我々は萬難を排してこの聖戦の完遂に邁進しなければならぬのである。

大東亞戦下こゝに對米英戦第一回の新春を迎へて、今次聖戦の更にいよゝ長期に亘るべきを思ひ、益々我等の覺悟を新にして堅忍持久幾十年の忍苦も甘受し、毅然として大東亞建設者としての榮譽を後世に擔ふべきことを誓ふものである。

青少年團興亞運動協議會

岡山・廣島・山口・鳥根・鳥取の五縣參加

(社會教育課)

刻々の急務たる興亞精神の發揚及びこれが具體的實踐は、擧國

的青少年團運動として行はれたければならない。依つて今回本運動の中核体たるべき青少年團中堅指導者、大陸現地訓練參加者、滿洲建設勤勞奉仕隊參加者を本月十二・十三兩日米子市公會堂に參集せしめて青少年團興亞運動協議會を開催するのであるが、この協議會に參集するものは岡山・廣島・山口・鳥根及び本縣の五縣であつて、この會同によつて國家の要請に即應して本運動の熾烈なる展開を圖らうとするものである。

因に本協議會には大日本青少年團本部より野口部長、小野係長等、又興亞院より政務部第三課より講師の派遣を得、參加縣よりは各十名を標準として出席するものであつて、日程は講義、休驗發表會、研究協議の外、一同合宿して寢食を共に朝夕の行事をも實施するが、研究協議事項は

- 一 青少年團興亞運動實施に關する件
- 二 其他青少年團興亞運動に關する件

◎ 文部省推薦映畫

- △劇映畫 八十八年目の太陽 一二卷 東寶映畫株式會社製作配給
- △同 君と僕 一〇卷 朝鮮軍報通部 製作 配給
- △同 ゐもんぶくろ 五卷 松竹株式會社 同
- △同 舞ひ上る情熱 八卷 新興キネマ株式會社同
- △同 元祿忠臣藏 前篇 一一卷 松竹株式會社同
- △同 江戸最後の日 一〇卷 日本活動寫眞株式會社同

昭和十七年一月十三日印刷
昭和十七年一月十三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所